

令和4年度

**地域密着型サービス事業所
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)
開設事業者募集要項**

令和4年4月6日

福岡市 福祉局 介護保険課

— はじめに —

福岡市では、高齢者の要介護度が重度になっても住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができるよう、医療や介護、生活支援などのサービスが一体的に切れ目なく提供される「地域包括ケアシステムの構築」を進めております。

令和3年度からの3ヶ年を計画期間とする第8期福岡市介護保険事業計画においては、第7期計画に引き続き、日常生活圏域について、概ね中学校区単位を基本とする59圏域を設定し、身近な地域で介護サービスを利用できるよう地域密着型サービス事業所整備を推進し、在宅生活を支えるサービスを拡充することとしております。

地域密着型サービス事業所は、地域との連携が求められていますが、地域包括ケアの実現へ向け、今後より一層、地域の方や医療機関、他の介護サービス事業所などの関係団体と連携し、地域が抱える課題を一緒に解決していくことや、事業所専門職の知識を生かして認知症サポーター養成講座など介護に関する啓発活動を行っていくことなどが期待されております。

事業計画にあたっては、地域の実情を把握され、その実情に応じた支援を積極的に提案するなどして、連携・関わりを密にいただき、地域に開かれた事業所運営を目指してください。

— 目 次 —

1	募集内容について	1
2	応募要件について	4
3	応募手続きについて	5
4	審査・採択方法について	11
5	施設計画・人員基準について	13
6	資金計画について	16

1 募集内容について

(1) 募集圏域及び事業所数

- ・事業所数：4事業所
- ・募集圏域：(2) 応募可能圏域一覧のとおり (P 2～3)

- ※ 既存事業所(整備予定地含む)と同一日常生活圏域における応募は不可とします。
- ※ 申請時点で計画した圏域が、事業開始の際の事業実施地域となりますので、地域の特性や人口規模、高齢化率等を十分調査の上、計画を立ててください。
- ※ 既存事業所との配置バランスを十分に考慮してください。
- ※ 福岡市暴力団排除条例第2条第1号及び2号に規定する暴力団、暴力団員またはこれらの者と密接な関係にある者は応募できません。
なお、応募事業者については、法人の役員(および管理者予定者)全てについて、福岡県警察本部へ暴力団員の有無に関する照会を行います。

(2) 応募可能圏域一覧 ○：応募可、×：応募不可

圏域	主な小学校区	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護
東第1-1	勝馬・志賀島・西戸崎	×
東第1-2	奈多・三苫・和白	×
東第2	美和台・和白東	○
東第3	香住ヶ丘・香椎	○
東第4	香陵・千早・千早西	×
東第5	舞松原・若宮	○
東第6	青葉・八田・多々良	○
東第7	名島	×
東第8	箱崎・東箱崎・馬出	○
東第9	香椎下原・香椎東	×
東第10	照葉・香椎浜・城浜・照葉北	○
東第11	松島・筥松	×
博多第1	千代・博多	×
博多第2	東光・堅粕	○
博多第3	東住吉・春住・住吉	○
博多第4	席田・月隈・東月隈	×
博多第5	板付北・板付	×
博多第6	那珂・弥生・宮竹	○
博多第7	三筑・那珂南	×
博多第8	東吉塚・吉塚	○
中央第1	当仁・福浜・南当仁	○
中央第2	舞鶴	○
中央第3	赤坂・警固・高宮・春吉	×
中央第4	笹丘・草ヶ江・鳥飼	○
中央第5	平尾・小笹	○
南第1	玉川・塩原	×
南第2	長丘・長住・西長住	○
南第3	三宅・野多目	×
南第4	宮竹・高木・横手・臼佐	×
南第5	弥永・弥永西	○
南第6	老司・鶴田	○
南第7	花畑・柏原	○

圏 域	主な小学校区	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護
南第8	若久・大池	×
南第9	西高宮・大楠	○
南第10	筑紫丘・東若久	○
南第11	東花畑・西花畑	○
城南第1	城南・別府・鳥飼	×
城南第2	七隈・金山	○
城南第3	片江・南片江	×
城南第4	堤・堤丘・西長住	○
城南第5	田島・長尾	○
早良第1	高取・室見	○
早良第2	原・大原・小田部・原北	○
早良第3	有住・原西	○
早良第4	有田・賀茂	×
早良第5	飯原・飯倉中央・飯倉	○
早良第6	四箇田・入部	×
早良第7	早良・内野・脇山	○
早良第8	百道浜・西新・百道	○
早良第9	田隈・田村・野芥	○
西第1	愛宕・愛宕浜・姪北・能古・小呂	○
西第2	内浜・姪浜・福重・玄界	×
西第3	西陵・城原	×
西第4	壱岐南・金武	○
西第5-1	今宿・玄洋・西都 ※	×
西第5-2	今津・北崎	○
西第6	石丸・下山門	×
西第7	壱岐・壱岐東	×
西第8	周船寺・元岡・西都 ※	×

※ 西都小学校区の圏域については、介護保険課までお問い合わせください。

2 応募要件について

(1) 募集対象事業者

1 (1) の事業所の開設を希望する法人（法人種別は問いません）

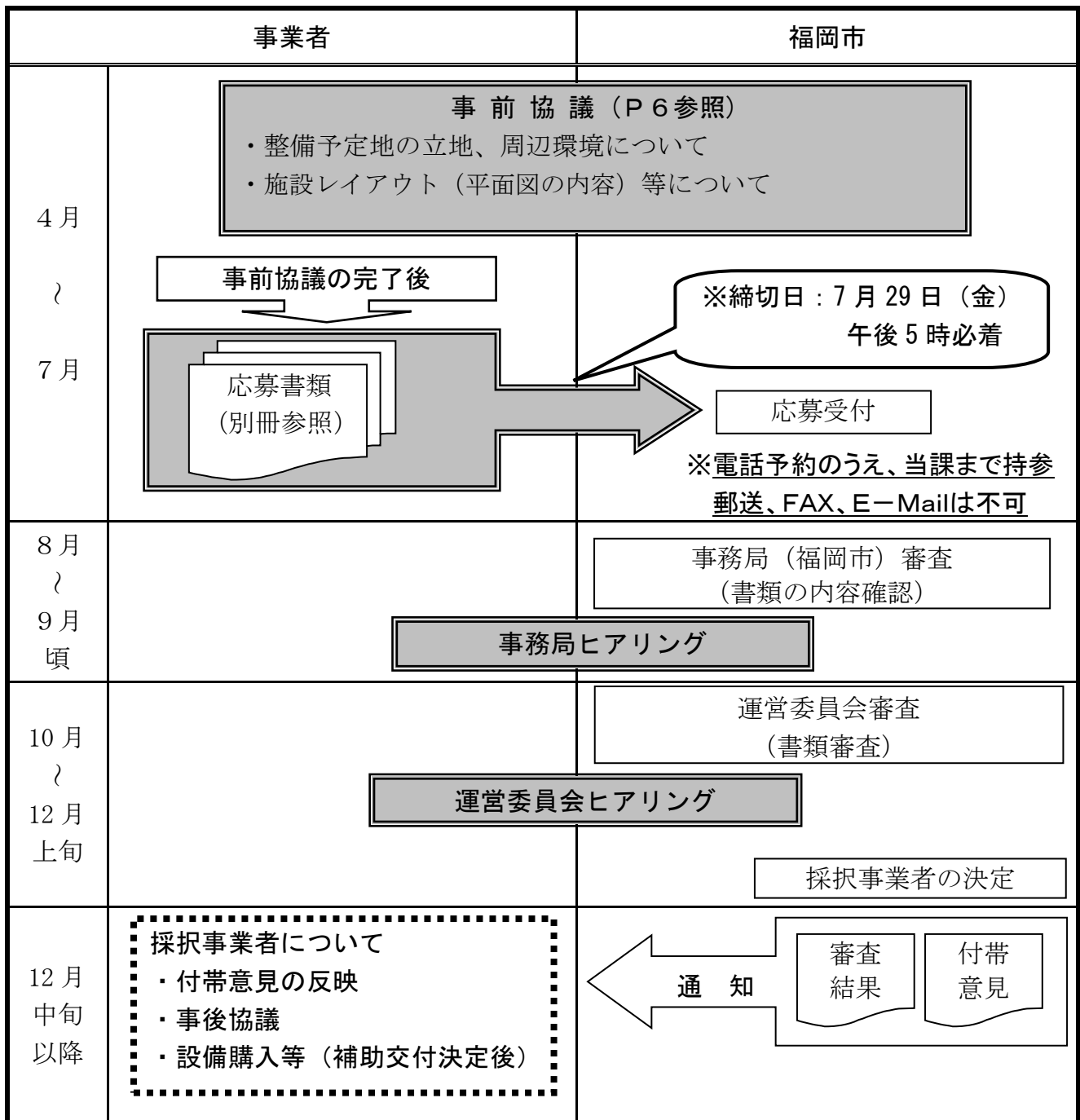
(2) 整備事業年度

原則として、令和5年度中に介護保険法に基づく指定を受け、事業所を開設するものとします。

なお、補助金の交付を受けずに整備を行う場合においては、採択され、事後協議完了後、事業着手が可能です。

3 応募手続きについて

○ 令和4年度地域密着型サービス事業者採択までの流れ



- ※ 審査結果につきましては、採択・不採択に関わらず、全応募事業者に通知します。
 また、採択された場合は、法人名、整備予定地等を本市ホームページに公表します。
- ※ 採択事業者には、審査結果通知後にその後の手続き関係資料を配布します。

(1) 応募書類提出前の事前協議について

書類の提出にあたっては、下記の内容について、必ず本市との事前協議を行ってください。なお、事前協議の完了後に応募書類の提出となります。

【事前協議に必要な書類】

- ① 事前協議書
 - ・ホームページ掲載の様式を使用すること
- ② 整備予定地の位置図
 - ・駅やバス停、病院等近隣の状況が分かる縮尺のもの
 - ・応募圏域全体の地図に事業所予定地を示したもので、事業所から8kmの範囲を記載したもの（サテライト拠点や一部委託を予定している場合は、その位置を示したもの）
 - ・正確な住所地が分かるもの
- ③ 現地写真
 - ・整備予定地とその周囲が分かるようなもの
(サテライト拠点を予定している場合は、本体事業所と併せて各8枚程度)
 - ・写真を撮った方向を地図に示した位置図・施設配置図
 - ・既存建物を事業所とする場合は、事業所内部の写真
- ④ 平面図等設計図書
 - ・基本設計段階程度のもの（間取り、面積(内法)、寸法等が分かるもの）
 - ・既存建物を事業所とする場合は平面図
- ⑤ 勤務体制及び勤務形態一覧表
 - ・ホームページ掲載の様式を使用すること

【事前協議の内容】

- ① 整備予定地の立地、周辺環境について
- ② 施設内レイアウト（平面図の内容）について

※ 例年、事前協議などに1か月程度を要しておりますので、締切日の1ヶ月前までには整備予定地を決定し、初回の事前協議を行ってください。

(お願い)

来課される場合は、事前の電話連絡にて協議の予約をしてください。

例年、複数の事業者と協議を行っており、事前連絡がなく来課された場合、対応できないことがあります。

(2) 地域住民への周知について

地域密着型サービス事業所は、地域に根ざし、地域に開かれたものとなるよう望まれていることから、地域住民の理解及び協力が必要不可欠となります。

従って、開設予定地の地域住民に対しては、開設後の事業所運営を円滑に行えるよう、十分な理解や協力が得られる体制を整えることが重要となります。

地域の特性や、住民のニーズを十分に把握し、それを反映させた事業計画としてください。

(3) 応募書類について

応募書類は、提出書類一覧表を確認のうえ提出してください。書類の提出に際しては、以下のとおり体裁を整え、A4サイズのフラットファイル等に綴じたものを13部（正本1部、副本12部）提出してください。

また、提出後の問い合わせに対応できるよう、提出書類一式の控えをお手元に保管しておいてください。提出された書類は返却できません。

なお、必要に応じ、「提出書類一覧表」以外の書類や運営委員会資料用として追加部数の提出を求める場合があります。

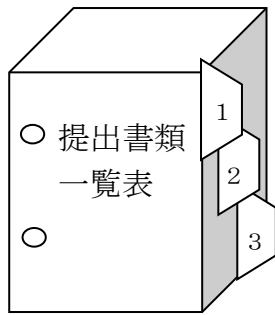
【応募書類作成方法】

- ① ドッチファイル等の背表紙に、「令和4年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護開設事業者募集 《法人名》」「正本（副本）」の表示をする。
- ② 提出書類一覧表（チェック済みのもの）を付ける。
- ③ 提出書類一覧表の番号ごとに仕切紙（白紙の表紙）をつけ、各仕切紙にインデックスをつける。インデックスは番号のみ記載する。
- ④ 資料を綴じる順番は、提出書類一覧表の順番のとおりとする。
- ⑤ 資料はA4サイズを基本とする。平面図等でA3となる場合はA4サイズに折り畳む。
- ⑥ 可能な限り、**両面コピー**にする。
- ⑦ 契約関係書類など原本を提出することができないものは、写しを提出してください。また、その場合は、以下のとおり原本証明をしてください。

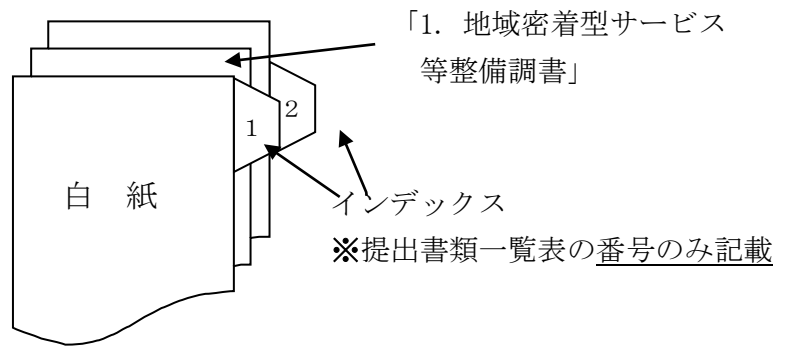
(例) 原本証明

この写は原本と相違ありません。				
年	月	日		
法人名	○	○	○	○
代表者名	○	○	○	○ 法人印

(例) 応募書類の提出形態



(例) 仕切紙, インデックス



(4) 応募に際しての留意事項

- ① 施設整備計画に基づく応募書類の作成等、応募書類提出に要する経費については、採択・不採択にかかわらず、全て応募事業者の負担となります。
- ② 応募締め切り後の事業者の都合による応募書類の修正・追加は、公平性の観点から不可とします。ただし、本市からの指示により書類を修正・追加する場合があります。
- ③ 法人名・圏域・整備予定地・整備形態の情報については、地域住民へ周知される内容のため、応募締切日以降、問い合わせがあった場合、閲覧若しくは口頭にて公表します。
- ④ 提出された個人情報については、事業所選定の目的に限り利用し、他の目的には利用することはありません。なお、個人情報を除く協議書等については、法令又は条例に基づき公開する場合があります。
- ⑤ 応募事業者に対して審査結果通知後、採択された事業所については、法人名や整備予定地等を本市ホームページに公表します。
- ⑥ 下記に該当することが確認された場合、応募書類の受理を行いません。
 - ア 本市との事前協議が完了していない場合
 - イ 応募書類の内容等に不備がある場合
 - ウ 応募書類の受理を行うことが適当でないと市長が認める場合
- ⑦ 下記の行為を行った場合、審査を行うことなく応募事業者を失格とします。

また、審査結果通知後に下記の行為を行った場合は、採択された場合であっても、審査結果を取り消し、応募事業者を失格とします。

 - ア 運営委員会の選定の前後に、応募事業者が運営委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合
 - イ 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

- ウ 応募書類の内容に、重大な不備や虚偽の記載があると認められた場合
- エ 応募書類の提出後、下記の事項が確認された場合
 - ・重要事項（整備場所、施設種別、資金贈与者等）を本市の承諾なく変更した場合（重要事項に該当しない変更についても随時事前に協議が必要となります。）
 - ・預金残高が必要とされる自己資金額に満たないと確認された場合
- オ 暴力団、暴力団員またはこれらの者と密接な関係にある者及び福岡市暴力団排除条例に反する行為を行う者であることが判明した場合
- カ 上記のほか、市長が不適切と認めた場合

(5) 応募書類の提出期限について

事前協議が完了した応募事業者は、下記期限までに書類の提出をお願いします。
例年、締切日近くは相談が多くなりますので、期限に余裕を持って提出してください。

令和4年7月29日（金）午後5時 必着（期限厳守）

電話予約の上、当課に持参してください。

※ 郵送・FAX・E-mail等による提出は不可。

(6) 応募書類の提出先（問い合わせ先）

福岡市役所 福祉局 高齢社会部

介護保険課 介護計画係

（福岡市中央区天神1丁目8-1 12階）

T E L : 092-733-5452

F A X : 092-726-3328

E-mail : kaigo-keikaku@city.fukuoka.lg.jp

(7) その他

○ 辞退について

応募書類の提出後、やむを得ない事情により辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名、代表者名の署名、法人印の押印のある辞退届を提出していただきます。

(様式任意)

また、整備事業者として採択された後に辞退することは、本市事業計画全体に多大な支障を来すことになるため、その影響を十分に認識したうえで、確実に事業が実施できる見込をもって応募してください。

なお、事業採択後に辞退があった場合は、運営委員会へ事業者名や辞退理由等について報告を行いますので、理由等によっては次年度以降の応募について審査に影響する場合があります。

4 審査・採択方法について

(1) 運営委員会審査項目及び着眼点について

応募書類の受理後、書類審査、ヒアリング等を行い、学識経験者等の外部委員で構成された「福岡市地域密着型サービス運営委員会」（運営委員会）に諮り、審査及び意見聴取を行い、市長が事業者を決定します。

運営委員会の審査項目及び審査の着眼点は下記のとおりです。

■ 運営委員会審査項目及び着眼点等

(○：プラス評価、△：マイナス評価の例)

審査項目	審査の着眼点及び留意点について	配点
財務状況	公認会計士等の専門家による評価	10点
地域包括ケアの取り組み	<p>■ 福岡市の定める重要評価項目について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防・健康づくりの推進や生活支援の取り組み、ユマニチュード®や認知症カフェなど認知症の人を支援する取り組みなど、地域包括ケアシステムの構築に寄与する取り組みを行っている ○法人（専門職員等）の持つ社会資源・知識を地域へ還元する取り組みを行っている ○介護保険制度外の高齢者支援や災害時支援・緊急支援などにおいて、地域に貢献できる計画となっている ○地域の実情を把握し、その実情に応じた具体的な支援が計画されている ○地域の在宅利用者を増やしていくための計画が具体的に示されている。 <p>■ 医療的ケアや協力医療機関の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員配置や協力医療機関等の確保が適切である ○ターミナルケアに対する理解がある 	20点
計画内容	<p>■ 周辺事業者との連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○周辺事業者との連携を含めた地域に開かれた事業計画となっている △困り込みや閉鎖的な運営が行われている <p>■ 地域からの意見・要望を取り入れた計画となっているか</p> <ul style="list-style-type: none"> △地域のニーズを把握しておらず、計画に反映されていない <p>■ 地域住民に対する説明が十分であり、理解や賛同を得られているか</p> <ul style="list-style-type: none"> △地域住民に対しての説明が不足しており、反対意見がある 	10点
周辺環境	<p>■ 市全体から見た適正配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○近隣に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所がない <p>■ 生活環境、周辺環境について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅地など地域とのつながりを保つことができる立地環境で 	10点

	<p>ある</p> <p>○交通事情、地理的条件等、事業所機能が十分果たせる位置にある</p>	
運営法人	<p>■ 福祉に対する取り組み、理解について</p> <p>○事業開始の動機や法人の理念が明確であり、事業所運営に反映されている</p> <p>■ 介護医療連携推進会議の運営について</p> <p>○介護医療連携推進会議の構成員を適切に選任している</p> <p>■ 情報の開示・提供の体制について</p> <p>△情報の管理、情報開示に関する体制や手順が定められていない</p> <p>■ 相談・苦情への対応の体制について</p> <p>△相談・苦情に対する体制が整っていない</p> <p>■ BCP（業務継続計画）について</p> <p>○BCP（業務継続計画）を策定している又は策定する計画がある</p>	20 点
従業者	<p>■ 職員配置・職員の待遇状況について</p> <p>○職員の採用計画、職員研修の取り組みが適切である</p> <p>○看介護職員の配置が手厚い</p> <p>○職員の賞与がある</p> <p>■ 管理者について</p> <p>○管理者にふさわしい人格、能力、経歴である</p> <p>○管理者等が地域包括ケアの理解を深める取り組みを行っている</p> <p>■ オペレーターの資質について</p> <p>○瞬時に適切な判断が可能な人材を配置している</p> <p>■ 職員の確保</p> <p>○職員の離職防止のための取り組みを行っている</p>	20 点
総合評価	<p>■ 事業計画を確実に実現、継続できるか</p> <p>○事業計画を総合的に判断し、長期的に安定した運営ができる</p> <p>■ その他の事項について</p> <p>○上記以外で、障がい者・元気高齢者の雇用や子育て支援を促進するなど、特色のある取り組みが計画され、評価の対象となり得るものがある</p>	10 点
計		100 点

(2) 審査方法

具体的な採択の手順等は、以下のとおりとします。

- ① 運営委員が上記審査項目ごとに評価を行います。合計点数が基準点（満点の6割）未満の場合は不採択とします。
- ② 募集圏域内で競合がある場合は、基準点以上の点数を獲得し、かつ合計得点の高い事業者より採択します。
※ 他のサービスとの併設であっても、個別に審査を行い、採択を決定します

5 施設計画・人員基準について

施設の設計、事業計画、人員の配置を検討するにあたっては、次の条例、規則、諸基準、通知その他関係法令等に基づき、十分に検討のうえ適切な計画を策定してください。

また、建築基準法、消防法その他関係法令及び関係通知も合わせて遵守するほか、本市が策定した各種計画・指針等にも配慮してください。

- 福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例及び施行規則（令和3年4月1日施行）
- 社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和62年9月18日社施第107号）

※ なお、「福岡市の介護報酬算定等に係る考え方・方針について」や「介護保険指定事業者集団指導」など本市ホームページに掲載している内容も併せてご確認の上、事業計画等に反映させてください。

【掲載場所】

福岡市ホームページ：<https://www.city.fukuoka.lg.jp/index.html>

【福岡市の介護報酬算定等に係る考え方・方針について】

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 事業者の方へ > お知らせ > 福岡市の介護報酬算定等に係る考え方・方針について

【介護保険指定事業者集団指導】

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 公募・イベント情報 > 令和3年度介護保険指定事業者集団指導の実施について

(1) 土地・建物について

事業所の土地・建物は、事業者が所有または賃借するものとします。賃借の場合は、原則として事業開始後 10 年以上の賃貸借契約期間を確保してください。

既に賃貸借契約を締結している場合であっても、応募事業への使用目的の変更、建物の用途変更、改修工事等を認めることについて、オーナーからの承諾書を受領すること。

応募書類には、採択された場合、確実に賃借または取得することが確認できる内容の書類（覚書、または仮契約書（採択されなかった場合は契約が無効である等を明記したもの）等）を添付してください。

(2) 設備・運営要件等について

○ 設備要件

項目	特に留意する点
事務所等	<input type="checkbox"/> オペレーションセンターが設置されていること <input type="checkbox"/> 個人情報ファイル等を保管する十分な広さがあること <input type="checkbox"/> 利用申込の受付相談等に対応するスペースを確保すること <input type="checkbox"/> 感染症予防に必要な手指洗浄設備としての洗面所等が設置されていること
ケアコール端末	<input type="checkbox"/> ケアコール端末は高齢者にとって使いやすい機器であること (通話機能のないものは不可。オペレーターからの通報を受信する機能があるものが望ましい。)

○ 運営要件

ア 大規模な住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け集合住宅と同一の建物に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が併設されている場合、囲い込みによる閉鎖的なサービス提供が行われることのないよう、地域の利用者を積極的に受け入れることとします。

イ 事業実施地域は福岡市内に限ります。

(3) 人員基準

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員基準概要を記載しております。詳細については、福岡市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例及び施行規則をご確認ください。

また、福岡市では、認知症の人とのコミュニケーションケア技法であるユマニチュード®の普及に取り組んでいます。介護に携わる職員が、実際の業務でユマニチュード®を活用できるように、積極的な導入を図った計画としてください。

<定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員基準【概要】>

代表者	・要件なし
管理者	・専ら管理業務に従事する者であること ※ 利用者の処遇に支障がない場合は、事業所の他の職務も従事可能
定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者	
オペレーター	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供する時間帯（以下「提供時間帯」という）を通じて1以上確保されるために必要な数以上配置すること ・下記のいずれかの資格を有していること 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員 ※ 利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、上記の資格を有するオペレーター又は当該事業所で訪問看護サービスを行う看護師との連携を確保しているときは、サービス提供責任者の業務に1年以上（介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修2級修了者にあつては、3年以上）従事した経験を有する者を充てることも可 ・1以上は、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員の資格を有する常勤の者であること ・専ら利用者からの通報を受ける業務に従事する者であること ※ 利用者の処遇に支障がない場合は、事業所の他の職務も従事可能
定期巡回サービスを行う訪問介護員等	・利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上配置すること
随時訪問サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> ・提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上配置すること ・専らその職務に従事する者であること ※ 利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務等も従事可能

訪問看護サービスを行う看護師等	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師、看護師又は准看護師(以下「看護職員」という)を、常勤換算方法で2.5以上配置すること ※ 訪問看護事業所の指定を併せて受け、同一の事業所において一体的に運営している場合は、看護職員を常勤換算方法で2.5以上確保することで、双方の基準を満たしているとみなす ・看護職員のうち、1人以上は、常勤の保健師又は看護師であること ・看護職員のうち、1人以上は、提供時間帯を通じて、当該事業者との連絡体制が確保された者であること ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を、当該事業所の実情に応じた適当数を配置すること
計画作成責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員である者のうち、1人以上を選任し従事させること

6 資金計画について

事業所の整備に必要な資金の確保については、関係法令等を十分に理解して資金計画をたててください。

(1) 開設総事業費

開設総事業費は、自己資金、補助金及び借入金により確保されることとします。

なお、補助金の交付を受けずに整備を行う場合も、補助対象案件と同様の審査手続きとなります。

(2) 運営資金

運営資金については、年間事業費の12分の2（2か月分）以上の現金（預金）を確保していることとします。

※ 介護保険制度における介護報酬の支払いは、概ね3ヶ月程度を要することから、実際には、その間の運営資金と併せて、当初の利用人数に比例した収入の不足分もつなぎ資金として準備する必要があります。

(3) 補助金について

令和5年度整備については、福岡県地域医療介護総合確保基金制度の補助金を活用することができる予定です。

補助金は、国、県、市とも予算の範囲内において額が決定されるため、基準単価を下回る補助額となることがあります。国等の補助制度の変更や財政事情により、資金計画を大幅に見直す必要が生じる場合もありますので、十分な余裕をもった資金計画としてください。

なお、補助金を活用せずに整備を行う場合も、補助対象案件と同様の審査手続きとなります。

① 福岡県地域密着型施設等整備補助金に係る交付基礎単価

対象施設	基礎単価	対象経費
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業		新規開設に伴う円滑な開設に必要な開設前6か月間に係る需要費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1施設あたり 11,200千円 (上限額)	

※ 当該補助金の要綱改正等に伴い、変更される場合があります。

② 補助交付要件

- ・ 交付対象事業者は、事業所の運営法人に限る。
- ・ 補助基礎単価額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を補助額とする。
- ・ 補助金の交付決定前に着手した事業は、補助の対象としない。
- ・ 次の各号に掲げる事業は、補助の対象としない。
 - 一 地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定める地方公務員の給与に充てる経費
 - 二 他の国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

③ 補助金の交付を受ける際の注意事項

ア 処分制限について

補助金を活用される場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づき、処分制限期間を経過する前に事業の廃止、譲渡、事務機器等の処分等の財産処分を行うことのないようにしてください。

処分制限期間を経過する前に、補助財産を処分する場合には、福岡県知事等の事前の承認と、原則として補助金の返還が必要となります。

※ 処分制限期間の例

種類	用途	処分制限期間
事務機器 及び通信 機器等	パーソナルコンピュータ	4年
	複写機	5年
	電話設備その他の通信機器	6又は10年

イ 補助金交付申請等の手続きの詳細

採択事業者に対し、審査結果通知後に関係資料を送付します。